

2026(令和8)年度 長期山村留学参加にあたる保護者の心得

島根県大田市教育委員会

改訂 2025/10, 2024/10, 2023/10, 2022/10, 2022/2, 2021/2, 2020/2, 2019/2, 2018/2, 2017/2, 2015/2

【凡例】

本心得の用語は以下、次のとおりとします。

○大田市山村留学センター

→ 山村留学センター、センター、三瓶こだま学園、学園

○大田市山村留学センターへ留学する子ども → 学園生、在園生、留学生

○学校 → 大田市立の北三瓶小学校・北三瓶中学校

○山村留学センターを離れて生活する地域の農家 → 受入農家

○公益財団法人育てる会 → 育てる会

1. 理念

大田市の長期山村留学の理念は、ふるさとの自然と文化を活用した「次代を担う人づくり」を目的として、1年間にわたって親元を離れ、集団生活のルールを守り受入農家の生活も適切に行うこと前提として、豊かな自然と文化の中で各種の自然体験、労働体験、農山村生活体験を行うことによって、活力のある人生を送るための「生きる力」を得ることです。

この理念を達成するため大田市山村留学センターでは以下のとおり保護者の心得を定めています。

2. 保護者の役割

山村留学の重要な目的は、子どもたちが「生きる力」と「自立心」を身に付けることにあります。そのために、①自分から行動する ②耐える ③自分のことは自分でする ④他人の立場を大切にする、の4つを指導の柱としています。これらを実践するためには、保護者の十分な理解と誠実な協力が必要となりますので、以下に掲げる各項についてその意図と内容を理解し、留学する子どもに対し指導員と連携して適切な指導・助言をお願いします。

また、本心得を基本に保護者の相互協力とセンター活動の支援を行なうため、毎年度、任意団体「保護者会」を設立します。「入園のつどい」の際に細部について説明し加入していただきます。

3. 共通事項

大田市の山村留学は、子ども達にとって必要な教育的環境をつくるために、いくつかのルールを設けています。ルールの内容と意図を充分理解のうえ、保護者から子どもへ事前に指導・助言してください。

(1) 学園生は義務教育下にいるため、地元の児童・生徒と同様に小学校・中学校へ通学して規律正しく学ぶことが大前提です。そして、センターや受入農家での生活では「家庭学習を優先」して行います。また、整理整頓や洗濯等の日常生活に必要なことを自分で行いながら時間を作りさまざまな体験活動を行います。

(2) 山村留学の生活は「歩く」ことを原則としています（緊急時及び指導員が認めた場合を除く）。したがって、保護者が現地を訪問した際、みだりに学園生を車に乗せないでください。

(3) 「欲求を満たそうとする心を抑える力を培う」ことが、今の子ども達には最も必要なことであるといわれています。

① 留学中は、活動において必要がある場合を除いて一切金銭を使わせません。

② マンガ、テレビ、ゲーム類、携帯、スマートフォン、パソコンについても、留学中はできる限り触れさせません。

③ 日用品や服装等についても、必要最低限の数で廉価で華美にならないようにするとともに大切に使うよう指導します。

④ 留学生活中に学園生から必要品の発送を要求された場合でも、上記の考えにたって判断してください。また、判断に迷うような場合は、必ず指導員に相談してください。

⑤ 学園生には食品の類を送らないでください。

⑥ 学園生と保護者が直接会える日時は、センターで定めることとします。自由にセンターを訪れ、また学校や受入農家を訪問することのないようにして下さい。

(4) その他の共通事項

① 保護者と学園生とのハガキや手紙のやりとりは大いに勧めます。学園生が農家生活中でも、事務局職員が学園生に手渡しますので、センターへ郵送してください。学園生は郵便ハガキを用いることを原則としますが保護者はその限りではありません。この機会だからこそEメールやLINEなどのSNSに頼るのではなく往復書簡や文通により親子のつながりを強めてください。

② 山村留学期間中は指導員及び受入農家が保護者代わりとなります。連絡事項の混乱を避けるため指導員が窓口となりますので、学校や受入農家との連絡は、指導員を経由することを原則とします。ただし、緊急の場合や指導員の承認了解を得た場合はこの限りではありません。

③ 保護者が学校や受入農家へ直接、電話やEメール、LINEなどのSNSアプリで連絡を取り合うことは緊急時を除いて原則として禁止します。やむを得ずその必要が生じた場合は、指導員へ連絡し了解を得てください。

④ 必ず参加いただきたいセンター活動・行事が年5回あります。必ず参加ください。また、保護者来園が可能な行事を年数回設けますので可能な保護者は参加ください。

なお、いずれの場合も、食事・宿泊希望表を送付しますので記載のうえ決められた日時までに申し込みしてください。その食事・宿泊希望表には、参加する保護者等が不慮の事故等によりケガをした場合に一定の金額を保障する保険

- (山村留学保険)への加入の有無欄がありますので希望の向きは記載ください。
- ⑤ 学期末に渡される通知表には必ず目を通し、保護者欄に押印してください。また、長期休業中の宿題は帰省期間中に保護者の責任の下で済ませてください。
- ⑥ 学園生の帰省中は子どもとの対話をとおし、子どもの生活や心身の状態についてできるだけ把握するようにしてください。指導に万全を期してはいますがもし配慮が必要と感じた場合は速やかに指導員に連絡ください。
- ⑦ 学園生が帰省した際や出発する際は、所持品について、山村留学の趣旨に則りその中味を厳密に点検してください。なお、旅費として金銭を持参させた場合は、その残額すべてを指導員へ渡すよう伝えてください。
- ⑧ 学校の長期休業期間における帰省及び帰園等については、センターでの集合・解散を原則とし、保護者の責任下で行ってください。集合・解散の日にちはセンターの年間計画に定められた日とします。
- ⑨ 保護者は長期留学の理念を理解しすべての学園生に対し自分の子どもと同じように接してください。
- ⑩ Facebook、インスタグラム、X（エックス。旧ツイッター）、LINE 等の SNS によりインターネットを通じた環境が拡大し、個人でネット配信による情報交換や情報発信が容易にできる時代になりました。保護者がセンターに来園され子どもたちの活動写真や動画を撮影されることは良いですが、良識と節度のある利活用をお願いします。
- ⑪ センターには Wi-Fi が整備されています。保護者来園時に利用を希望される場合は職員へ相談ください。ただし、SSID や PASSWORD などの接続情報を子どもなど他者へ漏らすことは厳禁です。
- ⑫ 予防接種は住民登録をしている市町村で受けることになっています。学園生は入園後は住民票のある大田市で受けることになるため入園前や夏休みなどの長期休業期間の帰省中に予防接種をしないでください。大田市で受ける定期接種の際に予診票と委任状を保護者へ送付し、記載・自署していただいた書類を返送してもらい接種を受けさせます。万が一、帰省中等に予防接種を受けた場合はその旨を事務局職員に必ず伝えてください。
- ⑬ 高校受験の際は学園生の進学先の情報収集や受験対策、受験時の対応は保護者に行っていただきます。北三瓶中学校は受験願書に必要となる書類の作成や受験相談は行います。なお、島根県内の高校受験を検討される場合は早めにその考えをセンター長へ教えてください。
- ⑭ 学習補助用の通信教育は山村留学中も行うことができます。紙面のテキスト形式だけでなくタブレット端末を使った形式の学習も可能ですが、その場合はタブレット端末を持参する前に保護者の責任で通信教育以外のインターネットサイトへのアクセスロックや他のアプリケーションの使用制限をかけることが前提です。万一、センター生活や受入農家生活において通信教育以外の使用が起きた場合は事後のタブレット使用を禁止します。

4. センターと受入農家の生活

（1）センター生活（おおむね毎月 22 日間）

①朝の時間

起床は午前6時です。部屋掃除後、新鮮な空気を胸いっぱいに吸い込んで、目の前に広がる三瓶山へ向けて朝の挨拶をします。朝のつどいの後、朝食をとります。学校への出発は7時30分。学校までの通学距離は約1.5km、歩いて登下校します。

②学校・放課後

小・中学校は小規模校のため小規模校に応じた授業となります。

放課後、小学生は下校後、夕方までまず家庭学習を済ませてから遊びの時間、中学生は部活動（卓球部のみ。2024年度より強制加入ではありません）をおこない下校します。

③夕べの時間

食事の時間は基本18時30分。小学生は夕食前に入浴を済ませ、中学生は夕食後に入浴します。夕食後は、センター内清掃、洗濯、自由時間、ミーティングを行います。消灯は、小学生は21時、中学生は家庭学習の時間をとった後の22時30分です。

④週末等の休日

学校や地区の行事を勘案しながら、センター独自の年間計画に従い、できるだけ自然とのふれあいを重んじた活動を行います。季節に応じた様々な活動、指導員と相談してやってみたいことに思いっきり取り組みましょう。

(2) 農家生活（おおむね毎月8日間）

受入農家では、その家の子どもになって生活します。1年間同じ受入農家に暮らすので、本当のお父さん、お母さんと同じくらいの気持ちが学園生に芽生えます。家事や農作業の手伝いなど家族の一員としての役割を担いながら、心のふるさとをつくります。

(3) センターの職員体制

① 山村留学専門指導員

センターでは、山村留学に実績のある育てる会の専門指導員がその指導にあたります。常駐する専門指導員は山村留学を通した各種野外活動・社会教育活動の経験が豊富です。

② 厨房職員

調理は育てる会の厨房職員が、栄養バランスに配慮し、ふるさとの味、農山村に伝わる味を大切にしえる限り地元の産物を生かした手作りの食事を調理します。

③ 学園事務局

大田市教育委員会の職員があたります。事務局であっても、子ども達とともに生活と活動をすることも多々あります。

5. 体験活動

山村留学は、「体験」の幅を広め、その質を深めることに教育的意義があります。センターでは主な柱となる体験を以下のとおり設定し、日々の生活の中で子ども達が、体験を通して成長していきます。

① 基本的生活習慣

起床、洗顔、入浴、食事、掃除、整理整頓、学習準備など基本的生活習慣を体得します。

② 集団生活体験・社会体験

集団の中の一員として、協力・協調のみならず、自己主張や折り合いをつける体験から、豊かな人間性と他人を思いやる感性を身につけます。

③ 礼儀作法体験

朝夕の挨拶、食事マナーなど社会生活での基本的礼儀作法を身につけます。

④ 不自由さに耐える体験

留学生活中は、親元で生活しているときと異なり物的に満たされないことが多くなりますが、その中から、満たされないことに耐える力が身につきます。

⑤ 奉仕・勤労の体験

掃除、炊事の手伝い、田畠の仕事、その他の作業を通して、自我を抑えたり、労力を惜しまない心を学びます。

⑥ 自分に打ち克つ体験

登山、キャンプ、原木切り出しなどの活動から、厳しさを乗り越える喜びを体験します。

⑦ 四季の自然体験

様々な野外活動を通して、四季の変化の美しさ、恵み、自然の神秘や偉大さを感じることで、豊かな感性や謙虚な心情を育みます。また、日々の朝のつどいや徒歩通学の中から、自然のうつろいを五感で体験します。

⑧ 農山村・民俗伝承文化体験

地域の伝承文化に触れながら、太鼓や踊りの活動を通して、四季とともに生きてきた先人達の自然への感謝、畏敬の気持ちを学びます。

6. ケガ・事故・病気の対応

① 医療機関は、大田市立病院や市内の開業医を利用します。なお、歯の治療等定期的に通院が必要な病気は、できるだけ入園までに完治するようご協力下さい。

② センターでは、刃物を使う、火をおこすなど危険をともなう自然体験活動も行います。活動前のミーティングやトレーニング、危険予知活動をおこないケガや事故につながる可能性を低減する工夫をし万全を期しますが、ケガや事故をゼロにすることはできません。万一、ケガや事故、病気にり患した場合で病院へ搬送するケースは、入園参加決定通知書に添付する「緊急時対応マニュアル」に沿った対応をおこないます。保護者の方へ一報するとともに、経過観察、通院、入院など事後措置について相談しながら対応します。なお、軽微なケガや病気については、保護者の方に連絡しない場合もあります。

③ 学園生は、健康保険資格確認書を持参するものとし、医療費は保護者負担となります。ただし、大田市では現在、高等学校卒業までのお子さん全ての医療費を無料化しています（保険診療分について無料となっておりますが、保険の対象とならない費用を自己負担する場合があります）。その大田市発行の「子ども医療費受給資格証」は、健康保険資格確認書といっしょにしてセンターで管理します。

マイナ保険証の取り扱いについては入園案内で詳しく説明する予定です
※夏休みや冬休みなどに帰省した際に地元で通院した場合は、診療にかかる費用を保護者が立て替えて支払い、その領収書をセンター帰園後に指導員へ提出してください。大田市子ども医療費の手続きを行い、医療費が還付されます。手続きの有効期間は診察日から2年です。

7. 個人情報の扱い

学園生の生活と活動状況については、随時、Facebook やインスタグラムへの投稿、HPへの掲載、8月と11月と3月を除く毎月「くにびき通信」を発行し送付します。

なお、センター活動に伴う子どもたちの著作物や職員撮影の写真などの画像等の著作権はセンターに帰属します。入園時に改めてご承諾いただくことになりますのでご承知おきください。その使用方法及び掲載内容については、大田市個人情報保護条例（平成17年10月1日 条例第11号）に基づき適正を期しますが、それについて特段のご希望のある場合は、事前に申し出ください。

8. その他

① 退園

学園生本人または保護者が募集要項「3. 募集基準」を守らない場合、保護者がこの「保護者の心得」を守らない場合、または、学園生本人が反社会的・非社会的行動を起こし指導の限界を超えた場合は、学園生本人と保護者にその経過と理由を説明し退園していただきます。

② 傷害と賠償責任の補償

入園と同時に学園生は「全国山村留学協会の短期・長期留学に関する保険」に入加入します。長期留学生活中、不慮の事故により自分がケガをした場合などは保険の範囲内で補償します。

③ 相手にケガをさせた場合や器物の破損

長期留学生活中、相手にケガをさせた場合、あるいは、相手から貸してもらった器物や学校・センター施設・公共の器物を破損した場合などは本人に賠償責任が発生する場合があります。このようなリスクをカバーする上で、個人で賠償責任保険に加入しているとより安心です。多くの場合、「日常生活賠償責任」というような文言で保護者が加入している自動車保険などの特約として付加されています。また、最近、個人賠償責任の補償を重視した単独の保険商品も出ているようです。

9. 入園誓約書等の提出

入園に際しては、指定の誓約書に保護者がこの心得を堅く守ることを誓い、署名のうえ提出してください。あわせて、「個人情報の取得ならびに写真・著作物の公開に関する承諾書」も、署名のうえ提出してください。